

特定非営利活動法人
《法人名称》 御中

東京都生活文化局
都民生活部長 柏原 弘幸

督促書

特定非営利活動法人は、特定非営利活動促進法（以下「法」といいます。）第 29 条により事業報告書等を所轄庁に提出することが義務づけられていますが、貴法人については、下記事業年度分の事業報告書等の提出がありませんでした。

つきましては、下記の通り原本を書面にてご提出ください。

期限までに提出がない場合は、別紙のとおり「市民への説明要請」及び法第 80 条第 5 号に基づく過料（20 万円以下）の対象となります。また、法第 43 条第 1 項後段（3 年以上にわたって事業報告書等が未提出の場合）に基づく設立認証の取消しの対象となります。

提出されたにもかかわらず本督促書を受け取られた場合は、大変お手数ですが、その旨ご連絡くださいますようお願いいたします。

記

1 貴法人の未提出の事業報告書等

- (1) 令和 年度分（令和 年 月 日～令和 年 月 日）
- (2) 令和 年度分（令和 年 月 日～令和 年 月 日）
- (3) 令和 年度分（令和 年 月 日～令和 年 月 日）

2 提出すべき書類及び提出期限（※封筒に督促書の整理番号 《整理番号》 をご記入ください。）

- (1) 事業報告書等 [事業報告書等提出書、事業報告書、活動計算書、貸借対照表、財産目録、年間役員名簿、社員のうち 10 人以上の者の名簿（以上、各 1 部）]
- (2) 提出期限 令和 8 年 2 月 26 日（木曜日）【必着】

注 1：提出された書類に不備・不足があり収受できない場合、上記期限内の提出であっても過料の対象となる可能性があります。

注 2：提出書類の詳細については東京都 HP「NPO 法人ポータルサイト」>「法人運営」>「事業報告書等の提出」をご確認いただくか、下記問い合わせ先までご連絡ください。

3 問い合わせ・書類送付先

〒163-8001 東京都新宿区西新宿二丁目 8 番 1 号 東京都庁第一本庁舎 19 階南側
東京都生活文化局都民生活部管理法人課 NPO 法人担当
電話：03-5388-3095（窓口受付時間：開庁日 9:00～17:45）

(別紙)

市民への説明の要請について

本督促書は東京都に届出のある主たる事務所宛に郵送しましたが、「あて所不明」により返戻されたため、代表者宛に再送したものです。

督促期限（令和8年2月26日（木曜日）【必着】）までに事業報告書等（以下「本件書類」といいます。）の提出がない法人については、2月27日（金曜日）をもって、東京都における「NPO法の運用方針」に基づき「市民への説明要請」を実施しますので、下記1に掲げる点について、下記2のとおり市民への説明を実施してください。また、その実施された説明内容等について本都まで書面にて報告いただきますよう要請いたします。併せて、本件書類及び所在地変更に係る定款変更届出書を速やかに提出していただきますよう督促いたします。

なお、市民への説明を要請した法人の名称及び本都へ報告のあった文書は、広く市民間において情報が共有されるよう、また、所轄庁における手続の透明性を確保する観点から本都ホームページ上に掲載して公表します。

記

1 説明していただきたい点

督促期限までに本件書類の提出がなされていない理由及び今後の提出予定
法人所在地に郵便物が届かなかった理由及び定款変更届出書の提出予定

2 市民への説明

(1) 説明の実施方法

市民への説明は自主的に実施されるものであり、実施方法については、貴法人の検討に委ねられるもので、参考例としては以下のものがあります。また、説明内容を記載した文書を本都に対し送付し、本都のホームページに掲載することによって代替することもできます。

(例)

- ・貴法人の事務所における誰でも閲覧可能な状態での説明文書の備置き
- ・貴法人が運営するホームページ上における説明文書の掲載
- ・適切な人数を収容できる会場における説明会の実施（その際、実施の案内をあらかじめ周知しておくことが望ましいと考えられます。）

(2) 説明開始の期限

令和8年3月13日（金曜日）

(3) 本都への書面報告期限

令和8年3月27日（金曜日）【必着】

【本件問い合わせ・提出先】

〒163-8001 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号 東京都庁第一本庁舎 19階南側
東京都生活文化局都民生活部管理法人課NPO法人担当
電話：03-5388-3095（窓口受付時間：開庁日 9:00～17:45）